

認定の取消・格下げ及び再評価について

不正申請、死傷事故、事故報告なしによる認定の取消

<例>
有責の第一当事者となる死傷事故を発生させた認定取消となり、取消後3年間は申請資格が剥奪される。

行政処分による認定の取消 (車両停止以上)

事業者が車両停止の行政処分を受けた認定取消となり、取消後1年間は申請資格が剥奪される。

転覆等の事故、悪質違反による事故による認定の取消、格下げ

<例1>
ランクAAの事業者が転覆事故を発生させたランクAに格下げされる。

<例2>
ランクAの事業者が転落事故を発生させた認定取消となり、取消後1年間は申請資格が剥奪される。

